

マイナンバーカードの健康保険証利用 特定健診情報・薬剤情報 について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「顔認証付カードリーダー」で本人が同意をすれば、医師があなたの**特定健診情報・薬剤情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報や薬剤情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※ 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報※
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
- メタボリックシンドローム基準の該当判定※
- 特定保健指導の対象基準の該当判定※

※ 2020年度以降に実施したものから過去5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも
呼ばれているよ。



薬剤情報って？

医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報※です。

※ 注射・点滴等も含みます。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去のお薬情報※

(調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など)

※ 2021年9月以降に診療したものから過去3年分の情報が参照可能

※ 同意を得られてもお薬手帳は診察時には必ずご持参ください。

2022年度診療報酬改定に伴う変更について

当院はオンライン資格確認システムを通じて患者の特定健診情報、薬剤情報を取得し、活用する体制を整備しています。2022年4月からは保険適用となり、初診の場合に3点（情報提供に同意された場合で初診の方は7点、再診の方では4点）が算定されます。

マイナンバーカード資格確認時に情報提供の同意確認をお願いいたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用 顔認証付きカードリーダーで 同意すると、どうなるの？



医師等※が特定健診情報・薬剤情報を閲覧できます！

※ただし、顔認証付カードリーダーを配置している医療機関に限ります。

初めての医療機関や薬局でも、今までに使った薬の情報や
患者の過去の状況が医師等と共有でき、
健康管理や医療の質の向上につながります！

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、
メタボリックシンドロームに着目して
行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方については後期高齢者健診情報を
医師等が閲覧できるようになります。

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に
提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

薬剤情報って？

医療機関を受診し、薬局等で受け取った
お薬の情報※です。

※注射・点滴等も含みます。

過去のお薬情報を当機関に
提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

限度額適用認定証の準備が不要になります！

※ただし、顔認証付カードリーダーを配置している医療機関・薬局に限ります。

限度額適用認定証って？

窓口での支払が高額になる場合に、
自己負担額を所得に応じた限度額にする
ために医療機関に提出する証類です。

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

※同意画面はイメージです。

マイナンバーカード 保険証

検索